

# 資源物の持ち去り行為に関する 情報提供のお願い！

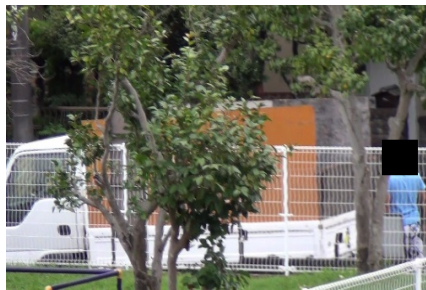
津市では、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例により、家庭からごみ一時集積所に分別排出された資源物（新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、金属、びん）を許可なく、無断で持ち去る行為を禁止しています。



持ち去り行為者による威圧的な態度や暴走行為  
ごみ一時集積所の散らかし  
市の資源物売払い収入の減少  
…などが問題となっています。



(令和3年11月24日撮影)



(令和3年9月8日撮影)



(令和3年6月16日撮影)

ごみ一時集積所に出された資源物を持ち去る行為を取り締まっていますが、効果的な取り締まりには市民の皆様のご協力が不可欠です。

ごみ一時集積所から資源物を持ち去る行為を目撃された場合は、行為者に直接声をかけることは避け、

**発見した日時・場所**

**資源物の種類**

**行為者の特徴(容姿・容貌 等)**

**使用する車両の特徴(番号・形状 等)**

**行為の記録映像**

等について、電話やメール等で情報をお寄せください。

**連絡先**

**環境政策課**

**059-229-3258**

**Eメール**

**229-3139@city.tsu.lg.jp**